

マイナンバーの抜本的改善・脱構築に向けて

# コロナ禍でのマイナンバーを踏まえた改善案

弁護士 水町 雅子

# 国民の役に立つマイナンバーにならないと、意味がない

- マイナンバーの導入経緯だって、本当は同じで、国民の役に立つために導入されたはず。
- 「正確な所得把握」「真に手を差し伸べるべき人に積極的な支援をする」「お役所仕事の無駄やミスを排除し、迅速・効率的な行政運営を行う」ことが目的だったはず。
- マイナンバー導入当初は、「マイナンバー怖い」「マイナンバーいらない」という声も非常に多かった。それが、コロナで、マイナンバーが脚光を浴びたというのに、マイナンバーの効果を発揮できなかった。非常に残念。
- コロナ禍で「マイナンバーがあればできるのでは？（例、マスクやトイレットペーパーの購入数量制限、迅速な支援）」といった国民の期待にこたえられなかったマイナンバー制度・デジタルガバメント、これらを真に国民の役に立つようにしていかなければいけない。
- 私はマイナンバー法の立法担当官として、より良いマイナンバー制度を目指して、約3年半（平成23年2月～平成26年6月）の間、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例の条文を読んで検討し、マイナンバー法の条文を作成して解釈する生活を送り、その後も、弁護士として、自治体、民間企業、行政機関のマイナンバー対応をご支援したり、在野法曹精神でより良いマイナンバー制度のための改善を考えている。
- マイナンバーによって、より良い社会が実現できるように、人々の暮らしが便利に安全になるように、微力ながら、これからも生涯をかけて、マイナンバー制度の改善のために私にできることをやっていきたいと思っている。

# 本資料の要旨（私の言いたいこと）

- コロナ対策として様々な給付等があるが、国民に負担をかけない申請にすべき
  - 様々な給付について、別々に似たような書類を提出する必要がある。Web申請も1か所にまとまっておらず、同様の入力を何度も行う必要がある。さらにWeb申請システムに不具合が発生したりした。
  - デジタルファースト法（デジタル手続法）も成立し、国も「ワンスオンリー（1度で済む手続）」などを謳っている。「UX」「ワンスオンリー」「添付書類削減」「マイナンバーによる情報連携」などいつも政府が言っていることを、愚直に、丁寧に、地道に「実践」していくべき。
- マイナンバーがあっても、国民や企業にとっては便利になっておらず、行政から見ても効率化があまり達成されていない？
  - マイナンバーの目的をわかりやすく説明した上で、マイナンバーに対するビジネスマン・公務員の不安・疑問に真摯に目を向ける
  - 国民の役に立つサービスを（住民票不要ぐらいのインパクトが出せないのか）
  - 企業（の従業者）目線で見ると役に立つサービスも用意すると良い（年末調整、入社・退社・求職時の事務処理等、入札簡素化、補助金等簡素化、契約簡素化、はんこレスの実現、登記書類添付不要、役員登記・特許出願等に自宅住所がわからないでよい仕掛け等）
  - 公務員の仕事負担を減らすような仕組みを（マイナンバーが効果を発揮する重点業務を選定し、「こうすればこんな効果が！」というガイドラインを具体的に作成し、活用実態をフォロー）

# 本資料の要旨（私の言いたいこと）

- コロナでもコロナ以外の災害（地震・水害等）でも、マイナンバーが使えない
  - 災害時や疫病時など、公益性が高い緊急時には、都度の法改正をしなくてもマイナンバーが使えるように予め改正すべき。又は緊急時に法改正を迅速に行うかでない、マイナンバーが使えない。
  - 平時からの災害支援の事前検討準備が必須。自治体の事務を細かく調査した上で、金銭給付、罹災証明、税等の減免、安否確認、避難、融資、ボランティアなどの際にマイナンバーを活用できるようにする必要。
- マイナンバーがあっても特別定額給付金の迅速な振込ができなかった。  
口座紐づけ法案が成立しても、最新の口座情報に更新してもらおう仕掛けがないと難しい。
  - ただ、マイナンバーをもっと活用すれば、迅速な国民支援が可能だった。例えば、年金機構の持つ年金受給や保険料納付のための口座情報、自治体の持つ水道料金の振替や児童手当の受取のための口座情報等を活用する等。また、特別定額給付金をマイナポータルから申請できるようにしたが、その設計に問題が。デジタルで申請してもらった方が自治体側のバック処理が早く簡単になるべきだが、紙申請の方が早く簡単という事態に...
  - 「とりあえず導入すること」「事故を起こさないこと」がテーゼになっていて、「マイナンバーを使って、社会の役にどう立つか」という視点が、ごく一部の志のある公務員にしかないかもしれない。
  - 「国民・住民にとって不便で困っていること」「役所で同姓同名者の混同その他ミスが発生しそうなこと」「役所で迅速・効率的・効果的に業務処理をすると、国民の満足度向上CSにも、処理する側の公務員の満足度向上ESにもつながること」、こういった手続・業務を具体的に特定して、マイナンバーをどう活用していくかを考えるべき。
  - マイナンバーカードの普及率が向上すれば解決するわけでは決してない。社会課題の解決のための手段がマイナンバーやマイナンバーカードであり、普及率向上を目的とする政策は、目的と手段の混同では？

# 目次

## ◆ コロナ支援申請時の国民負担軽減

要旨：オンライン申請をまとめるべきでは&情報連携活用で添付書類削減すべきでは。

## ◆ マイナンバーの現状の課題

要旨：マイナンバーで本当に便利にする、わかりやすく具体的に説明する、マイナンバー法改正をして、真に必要な場面でマイナンバーを活用できるように

## ◆ マイナンバーと受取口座の紐づけ

要旨：口座情報が定期更新できるようにしないと意味がない。明確な説明が必要。

## ◆ 預貯金付番

要旨：PIA（Privacy Impact Assessment）を活用した政策対話の提案

## ◆ 参考：マイナンバーはなぜコロナ対応に役に立たなかったのか



コロナ支援申請時の国民負担軽減

→オンライン申請・情報連携

# 国民に負担をかけない申請にできないか★ →オンライン申請をまとめてはどうか

コロナ対策として様々な支援策（家賃支払の支援、給与支払の支援、現金給付、融資等）があるが...



現状

各支援策を申請するのに**同様の書類を添付**  
（口座情報、本人確認書類、給与額の証明等）  
以降のスライドご参照

役所側で取得可能な情報（住民票等）も、  
本人に添付させているように見受けられる

申請書に記載する個人や法人の基本情報  
（住所、名称、代表者氏名等）も、重複

各支援策のオンライン申請がバラバラ



改善策

一度添付した情報は**再度添付不要**としたり、**一度記載した基本情報は再度入力不要**とできないか

**国側で取得できる情報については、本人同意の上、国側で取得できないか**  
（法人登記は国側で取得。離職票、確定申告書類等は本人同意の上、国での取得を要検討）  
（情報提供NWSやマイナポータル、住基ネット等の活用も要検討）

類似支援策については、**同時に申し込めるようにできないのか**（持続化給付金と家賃支援給付金など）

**各省庁や自治体でバラバラにオンライン申請を用意するのではなく、一か所にまとめる**

# 国民に負担をかけない申請にできないか★ →オンライン申請をまとめてはどうか

- 他の利点：オンライン申請・政府ITの質の向上や、各省の負担軽減にもつながる
  - 特別定額給付金のオンライン申請のマイナポータルや、雇用調整助成金のオンライン申請では、トラブルも見られた。入力フォームやテスト不足といった失敗や、国民にわかりやすい操作性・UX向上を、他の申請サイトに活かすという意味でも、各省庁バラバラにオンライン申請を用意するより、一か所にまとめた方が、**過去の失敗や成功点を次につなげ**られ、良いのではないか。
  - 各支援策を検討する各省庁や自治体からしても、制度設計・財源確保のほか、経験の少ないITシステム開発（調達）まで手掛けるよりも、一か所にまとめたオンライン申請サイトを利用する方が、**業務負担軽減・迅速化につながりうる**のではないか。各省庁がプログラムを作るわけではなく外注管理となる。その際、上記トラブルを各省が想定することが、現実的に可能なのか。それならば、一か所にまとめて、十分なテストを実施し、品質を保ったオンライン申請を用意したほうがよいのではないか。
- コロナ支援のみならず、**企業の許認可・補助金等のオンライン申請**も、まとめた方が適切かもしれない（ID発行・管理は、経産省GビズIDや内閣府マイナポータルでまとめられる）
- 将来的には、申請主義（国民から申請というアクションを受けない限り、支援ができないスキーム）をなくして、必要な人に迅速な支援を提供できるようにしていければ理想だが、まずは申請主義維持であっても、申請者である国民に負担をかけない申請方法が必要なのではないか。デジタルファースト法（デジタル手続法）も成立し、国も「ワンスオンリー（1度で済む手続）」などを謳っているところ。基本に立ち返って、「UX」「ワンスオンリー」「添付書類削減」「マイナンバーによる情報連携」などと、いつも政府が言っていることを、愚直に、丁寧に、地道に「実践」していくことが必要なのではないか。

# コロナ支援を受けるのに必要な書類たち

## →同じような書類がどの手続でも添付要（下記太字等）

支援策	対象	必要書類	マイナンバーで省略できるか
<b>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</b> 事業者の指示を受けて休業し、休業手当の支払いを受けられなかった中小企業の労働者 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html</a>	個人	申請書 支給要件確認書 <b>本人確認書類</b> <b>口座</b> <b>給与額の証明</b>	× × 事業主指示で休業し、賃金（休業手当）未受領であることは、官ではわからない ○ ○ △ 社保（年金・健康保険）から一定程度わかる？
<b>家賃支援給付金</b> 事業者が負担する家賃等の負担軽減 <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html</a>	事業者	申請書 賃貸借契約書等 賃料支払実績 <b>本人確認書類</b> 売上減少証明	× × × ○ ×
<b>特別定額給付金</b> 一律10万円の給付 <a href="https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/apply/">https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/apply/</a>	個人	申請書 <b>本人確認書類</b> <b>口座</b>	× ○ ○
<b>雇用調整助成金</b> 雇用調整（休業）を実施する事業主に休業手当などの一部を助成 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</a>	事業者	申出書・生産指標の低下 申立書・役員等一覧 休業・教育訓練実績一覧表 助成額算定書 （休業等）支給申請書 休業協定書 事業所の規模を確認する書類 労働・休日の実績に関する書類 休業手当・賃金の実績に関する書類	× × × × × × × × ×

# コロナ支援を受けるのに必要な書類たち

## →申請書に記載する個人や法人の基本情報も重複

支援策	対象	必要書類	マイナンバーで省略できるか
<b>住居確保給付金</b> 離職・廃業者等へ家賃を支給 <a href="https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/flow.html">https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/flow.html</a>	個人	申請書？ <b>本人確認書類</b> 収入が確認できる書類 預貯金額が確認できる書類 <b>離職・廃業等が確認できる書類</b>	× ○ △ △口座情報だけではなく預貯金額がわからなければならない ○？
<b>持続化給付金</b> 売上減少事業者へ一定額給付 <a href="https://www.jizokuka-kyufu.jp/procedures_flow/">https://www.jizokuka-kyufu.jp/procedures_flow/</a>	事業者	申請書 <b>確定申告書類</b> <a href="#">対象月の売上台帳等</a> <b>口座</b>	× ○ × ○
<b>ひとり親世帯臨時特別給付金</b> 一定のひとり親世帯等への給付 <a href="https://kosodate-machida.tokyo.jp/mokuteki/2/1/8105.html">https://kosodate-machida.tokyo.jp/mokuteki/2/1/8105.html</a>	個人	申請書 収入額等の申立書 <b>収入額が分かる書類</b> 診断書	× × △ ×
<b>子育て世帯への臨時特別給付金</b> 子育て世帯への支給 <a href="https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html#rinji">https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html#rinji</a>	個人	<b>年金証書</b> 基本的に申請不要	○ -

# コロナ支援を受けるのに必要な書類たち

## →役所側で取得可能な情報（住民票等）も添付要？

支援策	対象	必要書類	マイナンバーで省略できるか
<b>学生支援緊急給付金</b> 修学継続困難者への支給 <a href="https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_01.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_01.pdf</a>	個人	申請書 誓約書 自宅外生活の証明書類 アルバイト収入減少の証明書類 要件の証明書類	× × △アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類、 <b>住民票の写し</b> 等 給与明細または振込口座の預貯金通帳の写し △・ <b>住民税非課税証明書</b> （生計維持者(保護者等)のもの) ・給付奨学金（奨学生証） ・第一種奨学金（奨学生証） ・民間等による支援制度
<b>個人向け緊急小口資金等の特例（緊急小口資金）（総合支援資金）</b> 生計維持等のための貸付 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000627403.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000627403.pdf</a>	個人	申込書 借用書 重要事項説明書 申立書 <b>住民票</b>	× × × × ○
<b>納税猶予</b> <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm</a>	個人	<b>口座</b> <b>本人確認書類</b> 申請書	○ ○ ×
<b>小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援助成金</b> <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000639614.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000639614.pdf</a>	事業者	申請書 有給休暇取得確認書 <b>口座</b>	× × ○

# コロナ支援を受けるのに必要な書類たち

## →同じような書類がどの手続でも添付要

支援策	対象	必要書類	マイナンバーで省略できるか
<b>学生支援緊急給付金</b> 修学継続困難者への支給 <a href="https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_01.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_01.pdf</a>	個人	申請書 誓約書 自宅外生活の証明書類 アルバイト収入減少の証明書類 要件の証明書類	× × △アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類、 <b>住民票の写し</b> 等 給与明細または振込口座の預貯金通帳の写し △・ <b>住民税非課税証明書</b> （生計維持者(保護者等)のもの) ・給付奨学金（奨学生証） ・第一種奨学金（奨学生証） ・民間等による支援制度
<b>個人向け緊急小口資金等の特例（緊急小口資金）（総合支援資金）</b> 生計維持等のための貸付 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000627403.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000627403.pdf</a>	個人	申込書 借用書 重要事項説明書 申立書 <b>住民票</b>	× × × × ○
<b>納税猶予</b> <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm</a>	個人	<b>口座</b> <b>本人確認書類</b> 申請書	○ ○ ×
<b>小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援助成金</b> <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000639614.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000639614.pdf</a>	事業者	申請書 有給休暇取得確認書 <b>口座</b>	× × ○

# コロナ支援を受けるのに必要な書類たち

## →同じような書類がどの手続でも添付要

支援策	対象	必要書類	マイナンバーで省略できるか
<b>新型コロナウイルス感染症による学校休業等対応支援金</b> 委託を受けて個人で仕事をする保護者への給付 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000650680.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000650680.pdf</a>	個人	申請書 <b>住民票</b> <b>小学校等の臨時休業期間を証明する書類</b> 発注者との契約書等 <b>口座</b> 申立書	× ○ △（国公立については公表情報ではないのか） × ○ ×
<b>新型コロナウイルス感染症特別貸付</b> 無利子無担保融資 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_info_a.pdf">https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_info_a.pdf</a>	事業者	申込書 売上減少の申告書 <b>確定申告書類</b> ご商売の概要（お客さまの自己申告書） <b>本人確認書類</b> <b>許認可証</b> <b>法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本）</b>	× × ○ × ○ ○？ ○？

参考：<https://kurashi.yahoo.co.jp/supports/covid19/>

なお、上記はPDFとして事務所サイトで公開中 [http://www.miyauchi-law.com/f/200730digitalgov\\_covid.pdf](http://www.miyauchi-law.com/f/200730digitalgov_covid.pdf)

# ワンスオンリーを謳う法律・政府文書★

**デジタル手続法**（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）  
（令和元年 5月31日改正）

（基本原則）

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を書面等から官民データ（略）へと転換することにより（略）、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。
- 二 民間事業者その他の者から行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとすること。
- 三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等（これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、行政機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

# ワンスオンリーを謳う法律・政府文書★

## 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

(令和2年7月17日閣議決定) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20200717/siryoul.pdf>

- 国民の利便性を向上させる、デジタル化  
 手続きのデジタル完結、申請・届出のオンライン・ワンストップ化、民間クラウドを活用したデータ連携など、利便性向上を実感できるものとするべき。
- 各府省は、デジタル手続法及びデジタル・ガバメント実行計画により明確となった「デジタル3原則（  
 ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、  
 ②**ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、  
 ③**コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）」の徹底を図るとともに、全ての行政手続を対象として、デジタル化の前倒しなどを早急に検討する。
- その際には、各府省は、既にオンライン化を実現している行政手続も含めて、利用者の利便性向上という観点に立ちつつ、現状の把握と分析を行った上で、費用対効果も踏まえ、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略などオンライン利用を促進する方策を検討するとともに、事務処理を行う行政機関内のデジタル化に取り組まなければならない



## マイナンバーの現状の課題

- マイナンバーで本当に便利にする
- わかりやすく具体的に説明する
- マイナンバー法改正をして、真に必要な場面でマイナンバーを活用できるように

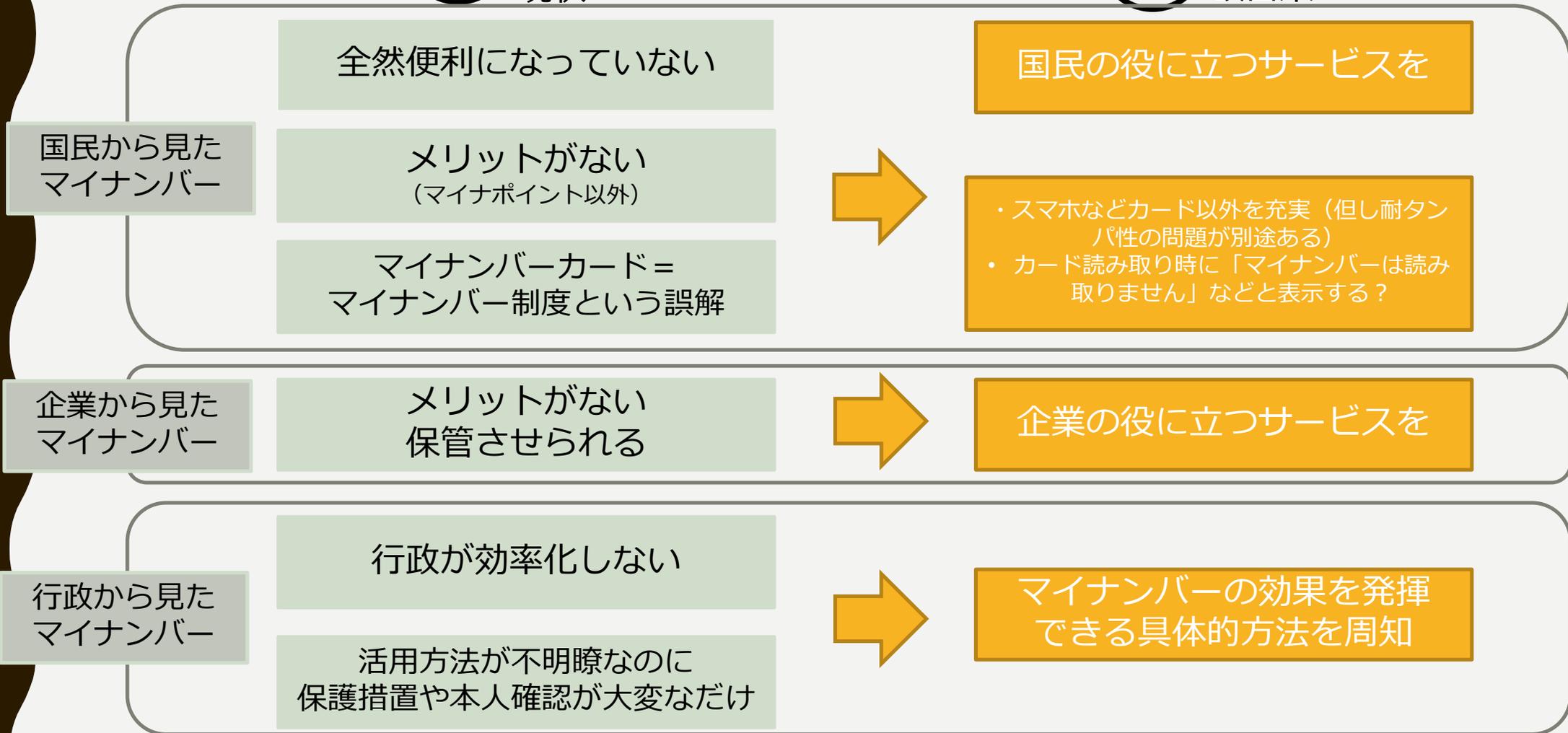
# マイナンバーの現状の課題



現状



改善策



# マイナンバーを国民の役にたつものへ 抜本改善させるために（緑：課題、橙：対策）

## マイナンバーの意義が伝わりにくい

政策的な話（預貯金付番など）だけではなく、**身近な日々の生活に役立つ意義・効果**が必要では

## 国民の役に立つサービスを必ず用意するべきでは

- ✓ 住民票不要ぐらいのインパクトが出せないのか（少なくとも国・自治体では不要に）
- ✓ 待ち時間ゼロ（役所手続・入館、免許証・パスポート更新、空港、銀行、病院受診・会計・薬受取）、公的書類更新不要（医療証等）、引越時・相続時に本当に楽になる（今の引越・相続ワンストップ検討だと限定的）、人気イベントに簡単に行ける（本人確認済のため予約が簡単、シャンシャンやイルカショーを並べず見られる、ワールドカップの抽選など）など

## 公務員の仕事負担を減らすような仕組みを必ず用意するべきでは

- ✓ 公務員側に、マイナンバーを利用するメリット（=現状より負担が下がる）がないと、公務員に人気なくなり、「**使う必要がわからない、別の番号の方が楽**」という現状になってしまう。行政があまり効率化していない。
- ✓ 税・社会保障分野で負担がかかっている仕事を現場の職員にヒアリングして聞き取って、マイナンバー等を活用して、省力化するといった、地道な**現場に即した業務改善・BPR**が必要

## 企業（の従業者）目線で見れば役に立つサービスも用意すると良い

- ✓ マイナンバーの収集・保管だけさせられて、セキュリティ対策コストがかかるが、企業には特にメリットがない現状
- ✓ 年末調整、入社・退社・求職時の事務処理等、入札簡素化、補助金等簡素化、契約簡素化、はんこレスの実現、登記書類添付不要、役員登記・特許出願等に自宅住所がわからないでよい仕掛け等。

# マイナンバー = 怖い？ 国家のたくらみ？

## マイナンバーに対する国民の不安に真摯に目を向ける

- マイナンバーで知られたくない情報がわかってしまうのではないか
  - 国は何らかの魂胆があってマイナンバーを普及させようとしているのではないか
  - 自分の個人情報が収集されてしまうのではないか
  - 自分の個人情報が流出させられるのではないか
- ✓ その他、国民が思う不安を具体的に挙げていき、防止策を丁寧に検討・説明する
- ✓ マイナンバーの効果（メリット）とリスクを具体的に示し、リスクに対してはどのようなリスク対策を実施して、防止・軽減しているかを説明する

## マイナンバーの目的を分かりやすく

- ✓ 「行政効率化」目的と言うと、  
「国が単に楽をしたいだけでは？」 「個人情報を一発で集められるようにするためでは？」 と誤解される  
「お役所仕事の改善（速い・ミスなし・無駄なし）」 とかはどうか
- ✓ 「公正な社会の実現」「金融資産と勤労所得の正確な把握」と言うとき、  
「自分の口座を見られるのでは？」 と誤解されてしまう  
「金融資産100億円&所得80万円の人と金融資産10万円&所得800万の人の税金・保険料」などを具体的に比較する？
- ✓ 「国民の利便性」目的と言っても、実際には向上していない

# マイナンバー = 怖い？ 何のため

## マイナンバーに対するビジネスマン・公務員の不安・疑問に真摯に目を向ける

- マイナンバー記載書類／データをうっかり紛失したり誤交付したら罰せられるのか  
←マイナンバーについて「罰則を強化しています」という説明が誤解を生んだ
- 具体的にどのようなセキュリティ対策をやればいいのかわからない  
←安全管理措置ガイドラインを読んでも、具体的に何をやれば良いかはわかりづらい
- マイナンバーを使う必要がない。保管させられているだけ。  
←マイナンバーの具体的な効果が見えないため、「重荷」なだけに
- (公務員) マイナンバーをどう使えばいいかわからない。使うと安全管理措置や法令・条例制定等の負荷がかかるので、別の番号で置き換えて対応する。  
←国でも地方でもある話であるが、マイナンバーの意味がない。
- (公務員) マイナンバーを使ってはいないが、番号利用事務では申請書にマイナンバー欄を設けた方が良いのかと思い、とりあえず収集していて、鍵をかけて保管している。  
←時々聞く話であるが、マイナンバーを収集する意味がない。
- (公務員) 申請書にマイナンバーを書いてもらおうと、本人確認が大変  
←マイナンバーは住基情報で確認できるのに、それ以外の本人確認方法を行うことで過負荷にも

# マイナンバーの効果を発揮できるように、具体的な活用方法・遵守方法を周知

## マイナンバーはあまり活用されていない

- 「無事に導入すること」「事故を起こさないこと」「マイナンバーカードの普及率を上げること」以外が、残念ながらあまり考えられていない
- マイナンバーを使える事務は多数に上るが、実際に使っていないことが多い
- 情報連携は一定程度行われている（照会件数ではなく、何%の紙が電子照会/提供に置き換わったか、作業時間や所要コストの削減度合を公表しないとイケない。電子に置き換わらない理由・課題（紙の方が楽など）を解決していく。自治体によって情報連携しているところとしていないところあり？）情報照会できる情報が2か月前の情報等のタイムラグもあるので、運用含め要検討。
- どの事務でどのように使えばどんな効果があるかを、具体的に示さないと、国でも地方でも使ってくれない
  - 税・社会保障・災害対策の既存3分野でまずは活用してもっと成果を出していく
- 情報提供NWSは氏名・住所等を持たないという思想のため、マイナポータルでも情報提供NWSを使う機能では、**氏名・住所等が取得・提供できず**、活用困難。PHRもマイナポータル利用不可でもったいない。住基ネット判決を過度に意識？ 個人番号利用事務以外マイナポータルが原則使えず、活用範囲に限界も。

## マイナンバーの効果（メリット）を発揮できるように、具体的に事務の中での活用方法、そして具体的に守らなければならないルールを周知する

国では自治体の事務詳細がわからないので、必ず調査研究や丁寧なヒアリングを行った上で、**マイナンバーが効果を発揮する重点業務**を選定し、**「こうすればこんな効果が！」**というガイドラインを具体的に作成し、活用実態をフォローアップ

# マイナンバー法を改正

- マイナンバーの悪用防止のため、マイナンバー法は厳格
  - マイナンバーを使うことができる事務を個別具体的に特定し、それ以外は原則使えない
  - マイナンバーの情報連携ができる事務・情報項目も個別具体的に特定し、それ以外は原則使えない

## 理念は良いが、実態は...

- 法律・主務省令を見ても、行政官ですら、どの事務・手続でマイナンバーを使えるのか不明瞭
- **ガチガチにあまりに細かく特定しすぎた**ため、**コロナなどの突発事態**であっても、**法改正しなければ**使いづらい（使えない）事態に陥ってしまった。さらにマイナンバー法別表第一にコロナ（特別定額給付金）を追加するためには、特別定額給付金が法律上の根拠を持っていないといけないという法解釈のため、閣議決定に基づく同給付金は別表第一に載せられないのではという疑義。
- こんなに**ガチガチにマイナンバーを利用できる場面が限定されているのに、国民から見ると「怖い」「マイナンバーで何もかもわかってしまうのではないか」**。法曹や公務員も同じ感想を持っている制度になってしまっている。このガチガチの限定の必要性があるのか。

## 悪用防止と役にたつ活用を両立する法改正が必要

- 災害時や疫病時など、**公益性が高い緊急時には、都度の法改正をしなくてもマイナンバーが使えるように予め改正すべき**。又は緊急時に法改正を迅速に行うかでない、マイナンバーが使えない。
- マイナンバーの悪用防止は当然必須。ただ、今の別表第一・第二が悪用防止に役立っているとは言い難い。利用場面や情報連携できる範囲の限定は当然必要だが、非常に細かな手続まで法定する必要があるのか。別表第<sup>2</sup>一事務であっても主務省令に規定漏れがあれば、マイナンバーが使えないのが現状。

# コロナ以外の災害（地震・水害等）でもマイナンバーが使えない★

## コロナ以外の災害（地震・水災・風災・雪災等）でも、現実にはマイナンバーはあまり使えない

- マイナンバー法に事前に法定の災害事務・手続（別表第一・主務省令に規定されたもの）でのみ適法に利用可能（あくまで法律上の話で合って、実務上自治体が利用しているか、利用できるかは不明瞭なので、そこも調査要）。
- 上記の災害事務以外でも、目的外利用も可能ではあるものの、  
①人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、**本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難**であるときか、  
②銀行等が事前にマイナンバーを持っている場合で払い戻し等（マイナンバー法9条4項）に限られ、ハードルが高い（コロナでも①に基づく利用はされていないのでは？）。
- 災害時などは迅速な支援が必要。その際にマイナンバー活用によって効果を発揮できる。

## 法改正と、平時からの災害支援の事前検討準備が必須

- 金銭給付、罹災証明、税等の減免、安否確認、避難、融資、ボランティアなどの際にマイナンバーを活用できるようにする必要。
- 国だと自治体の事務がわからず、現状になってしまう。
- 自治体の個別事務を細かく調査した上で、マイナンバーをどこでどう活用すれば迅速化・効率化が可能か、地道な検討が必要。罹災証明交付に当たって遅延の要因は何か、マイナンバーをキーとした被災者台帳で半自動的な支援金給付や税等の減免、融資ができないか。マイナンバーをキーとした要援護者リスト等から避難計画・安否確認・支援者やボランティアの配置等の事前検討を行う必要があるのではないか。

# マイナンバー法を改正

- 行政官ですら、どの事務・手続でマイナンバーを使えるのか不明瞭な別表と主務省令

別表第一（第九条関係）

一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項又は第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
二 全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
三 厚生労働大臣	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
四 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
九十七 平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十三号に規定する存続連合会又は企業年金連合会	平成二十五年法律第六十三号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
九十八 都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二
九十九 都道府県知事	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十のとされた同法第九条の規定による廃止前の地方特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調

第二十一条の二 別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）による同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下この項において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この条において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
  - 二 第一号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
  - 三 厚生年金保険法による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
  - 四 厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務
  - 五 第一号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金に関する事務
  - 六 厚生年金保険法第百条の二第五項の資料の提供等の求めに関する事務
- 2 別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。
  - 一 厚生年金保険法による同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下この項において「第二号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
  - 二 第二号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
  - 三 厚生年金保険法による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
  - 四 厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務
  - 五 第二号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金に関する事務
- 3 別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。
  - 一 厚生年金保険法による同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下この項において「第三号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
  - 二 第三号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）
  - 三 厚生年金保険法による保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務
  - 四 厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務
  - 五 第三号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金に関する事務
- 4 別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。
  - 一 厚生年金保険法による同法第二条の五第一項第四号の第四号厚生年金被保険者（以下この項において「第四号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等の受理、その請求等

# マイナンバー法を改正

- どの事務のためにどのような情報連携が行われるか、あまりに細かすぎて、読んでも理解できない

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴取に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
百二十 都道府県知事	難病の患者に対する特定医療費の支給事務省令で定めるもの	<p> <a href="#">第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</a>（以下「法」という。）別表第二の一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。                 </p> <p>                     一 <a href="#">健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十四条第一項</a>の全国健康保険協会が管掌する健康保険（以下この条及び次条において「全国健康保険協会管掌健康保険」という。）の被保険者の資格取得の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る被保険者に係る国民健康保険の被保険者、健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格（以下「医療保険被保険者等資格」という。）に関する情報                 </p> <p>                     二 <a href="#">健康保険法施行規則第三十八条</a>の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第十号に掲げる事務を除く。） 次に掲げる情報                 </p> <p>                     イ 当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報                 </p> <p>                     ロ 当該届出に係る被扶養者に係る市町村民税（<a href="#">地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号</a>に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が<a href="#">同法第一条第二項</a>の規定によって課する<a href="#">同号</a>に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報                 </p> <p>                     八 当該届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された<a href="#">住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号</a>に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）                 </p> <p>                     二 当該届出に係る被扶養者に係る<a href="#">国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）</a>、<a href="#">私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）</a>、<a href="#">厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）</a>、<a href="#">国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）</a>若しくは<a href="#">地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）</a>による年金である給付の支給又は保険料の徴取に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）                 </p> <p>                     ホ 当該届出に係る被扶養者に係る<a href="#">雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）第十条第一項</a>の失業等給付又は<a href="#">同法第六十一条の六第一項</a>の育児休業給付の支給に関する情報                 </p>	<p> <a href="#">十二条</a>に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者                 </p> <p>                     による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの                 </p>

# マイナンバー法を改正

## 課題解決のための番号法改正案

- ①災害やコロナでマイナンバーを利用できるようにする条項として、  
9条4項（災害時のマイナンバー利用条項）を改正

### 現状の第九条（利用範囲）

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

※**激甚災害時等でも、銀行等が払い戻し等でしか利用できない**

### 改正案

4 **政令で定める者は、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、必要な限度で個人番号を利用することができる。**

※政令落ちすると、政府による違法指定の危険があるならば、国会報告を義務付けたり、国会での事前・事後監視ができるような規定を設けてはどうか。政令落ちにしないと、災害発生・コロナ禍等の都度、法改正要（改正法案作成・調整・国会審議順等の問題あり）。

# マイナンバー法を改正

## 課題解決のための番号法改正案

②マイナンバーの悪用を防止が絶対の前提だが、  
マイナンバーを必要な場面で使えるように、別表第一を改正（同主務省令・別表第二廃止）

### 現状の別表第一・主務省令

※別表第一に個別に事務を限定列挙し、主務省令で同事務の中の手続を限定列挙

### 現状の別表第二・主務省令

※別表第二に個別に情報連携できる照会者・提供者・項目・事務を限定列挙し、主務省令で情報等をさらに細かく限定列挙



### 改正案

- 別表第一では、あくまで事務レベル（国税賦課徴収等）の列挙で、別表第一主務省令は廃止。
  - これでもマイナンバーを使える事務を個別列挙することになるので、利用範囲を十分限定可
  - 別表第一に準じる事務（公益性があってマイナンバーを利用する必要性のある税・社会保障・災害対策事務）は、政令で指定可とする
  - これで、特別定額給付金も指定可になる
- 別表第二も廃止し、別表第一の必要性の範囲内でしか情報連携できないと規定
  - これでもマイナンバーを元々持てる事務が限定されているので、情報連携範囲も限定される。
  - 19条7号を以下の通り改正
    - 七 個人番号利用事務実施者（個人情報保護委員会規則で定める者を除く。）が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、第二十八条に規定する特定個人情報保護評価の実施その他の特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則に定める措置を講じている他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の個人番号利用事務実施者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
  - 19条16号を活用（委員会規則で情報連携可）すれば、災害等時も情報連携可。

# 目指すゴールからバックキャストで考える マイナンバー・デジタルガバメント

- マイナンバーの改善のためにもデジガバ推進のためにも様々な政策が検討中。しかし、国民にとってわかりづらい。
- 目指したい行政の在り方からバックキャストで、どうツールであるITやデジタルを生かすか考えてはどうか。
  - 災害で困った人を迅速に支援できる  
(給付その他の支援、融資、税等の猶予、仮設住宅等)
    - 被害状況調査、罹災証明書交付、被災者台帳作成・管理、仮設住宅等の事務、給付等でもマイナンバー制度はあまり活用されていないと思われる。
    - 口座だけがわかれば良いというものではなく、マイナンバー・デジガバを活用
  - 役所に行かなくてもいつでも簡単に手続できるように  
(来庁レス、住民票・戸籍等レス、夜間休日でもオンラインなら手続可)
    - マイナポータルから、よくやる手続や何度も同じことを書かされる手続が簡単にできるようになると良い
    - マイナンバーカードさえあれば、住民票不要ぐらいのインパクトが必要ではないか
  - ハンコや紙のためだけに出勤しなくてよいように支援（はんこレス、テレワーク支援）
    - マイナンバーカードの電子証明書があれば、重要な電子契約も可能。  
但し、既に他の電子証明書やその他の方法で電子契約をしている企業があるので、国が支援したほうが効率的な分野をきちんと選定する必要がある。
    - 役所の手続のために、登記を取る、ハンコを取りに行く、郵送する等をできる限り減らす



マイナンバーと受取口座の紐づけ

→ 口座情報の定期更新と明確な説明がポイント

# マイナンバーと受取口座の紐づけ

- 10万円一律給付に時間がかかった。マイナンバーと受取口座が紐づいていれば、半自動的に振り込めばよいので迅速。とはいえ、マイナンバーと口座紐づけには以下の課題がある。
- **口座の鮮度維持ができるか**
  - 10年20年経つと休眠口座になる可能性も。あとは登録した口座を忘れてしまう国民もいる。次回の給付時には、諸事情から口座を変えたいという国民もいる。
  - 新しい情報をアップデートできる仕掛けづくりが必要。平時に登録する人、さらに口座情報を更新する人は少ないのでは？民間サービス（Yahoo!ウォレット等）だと、支払・受取の都度、登録できる。面倒くさいとユーザは購入してくれない。
  - 銀行の合併、支店統廃合も想定されるが、一律変換処理する？
- **世帯問題**
  - 自民・公明・維新の議員立法では、口座管理が、個人単位か世帯単位か不明。個人単位っぽいが、内閣府令で決められる？
  - 口座登録時と世帯構成が変わる可能性あり。例えば、今、親と一緒に世帯に入っている子が結婚して世帯主になったり、別の世帯の世帯員になったりすると、今の親という世帯主の口座には振り込めない。今夫婦の家庭が離婚しても世帯主が変わる。
- **今回の特別定額給付金口座情報は引き継がれない？（内閣府令に規定すれば引き継げる？）**
  - 但し、税務署、年金、児童手当・児童扶養手当の口座情報については、「本人同意」の上、内閣府が収集可能。
  - 本人同意を取得する方法をどう現実的に実装するか。確定申告や年金・児童手当受給時の書類に規約的に記載して包括同意？それとも個別同意？
  - 法律に基づき、かつ給付目的なのに、本人同意を取るのの実効的なのか？給付専用で法律に基づくなら同意不要という考え方もあるのでは？
  - 各団体からの収集を情報提供ネットワークシステムでやる想定？

# マイナンバーと受取口座の紐づけ

- **口座との紐づけは、定期的に更新してもらえるような仕掛けが必要**
  - 児童手当や年金の受取口座、保険料や税の支払口座等の生きている口座との連動が良いのでは。
  - 転出入時や出生届、年金など行政と接点がある都度、口座情報が正しいか確認してもらうにしても、鮮度が保てるのか
  - 案1) 現状でも受取・支払等の関係で半数位の方の口座はわかるはずなので、それらの口座と連動させる？
  - 案2) 水道料金はほぼ全住民が支払うものなので、水道料金は原則口座振替とし、その口座と連動させる？
  - 案3) 転入時に届出する？
  - 受取専用・給付専用口座とすれば、ハードルは低め？
  - ただ、保険料・税等の支払についても、納付書払いや口座振替登録だと平日日中の処理が必要な場合もあるし、支払忘れも生じ得る。引落用の口座も、本当は転入時などに必ず届け出てもらった上で、本人の特段の希望がなければ支払もそこから引き落とし、給付もそこに支払い、別の希望方法があればその対応をするとした方が、国民の手間削減・滞納防止・役所の督促処理削減にもつながる場合がある？ ただ色々政策を混ぜすぎると、誤解を呼ぶおそれも。
- **「迅速な給付のための口座紐づけ」と「全口座へのマイナンバー紐づけ」が、報道でも混同されている**
  - 給付付き税額控除、預貯金付番については、わかりやすい例を挙げて説明する必要がある
  - 金融資産が平均的な額で、正しく納税している国民にとっても、「口座の明細を見られるのでは、漏えいされるのでは」という不安等があって、政策目的が全く伝わっていない



預貯金付番

PIA（プライバシー影響評価）を活用した政策対話の提案

# 預貯金付番・給付付き税額控除

- 預貯金付番などには、**PIA**（プライバシー影響評価）的手法が良いのでは
  - プライバシーに対して悪影響を与えうる政策・ビジネス・取組等について、その全体像を説明した上で、どのような悪影響が考えられるか、その悪影響を生じなくさせるか、又は受容可能なレベルまでリスクレベルを低減させるための方策を検討し、広く、国民・消費者・利害関係者等とコミュニケーションを行い、プライバシー権・個人情報保護を重視した政策・ビジネス遂行を支援する仕組みのこと
  - 全世界的にPIA（Privacy Impact Assessment）、DPIA（Data Protection Impact Assessment）は実施されている。DPIAはGDPRにも規定され主にヨーロッパで実施。PIAはカナダ、アメリカ、香港、ニュージーランド、イギリス等でも実施。
  - 預貯金付番（全口座とマイナンバーの紐づけ）の話と、迅速な給付のための口座紐づけの話が混同されている。後者に対しても、「預金残高を勝手にみられるのでは？」といった誤解がある。
- 銀行へのマイナンバー届出に際し、混乱を生じさせてはダメ
  - 特別定額給付金の混乱の反省を生かし、国民に負担をかけることなく、そして銀行にも負担をかけない方法で、マイナンバーを届け出られるようにするためにはどうしたらよいかを、事前によくシミュレーションする必要がある

# 預貯金付番とは何か（PIAイメージ）



- 10万円の預金有
- 所得は900万円  
→自己負担高め



- 富裕層で90億円の預金有
- 所得は100万円  
→自己負担低め

## 格差を是正するための仕組み

家計の状況に応じて、税・保険料・医療費自己負担額が変わるが、家計の状況を「給与等」だけでなく「金融資産額」も含めて判断するためのもの。

- 現状
  - 医療費や介護費用の自己負担額、児童手当の受給額、健康保険の保険料など、所得額が高い人は多く支払うように制度設計されている。
  - 『みんなで支え合おう』『余裕のある人は多く支払い、余裕が少ない人は少ない負担で済むように』、所得額によって自己負担額や受給額が変わる。
- 現状の課題
  - しかし、この「所得額」には**金融資産が含まれていない**。高齢社会のもと『余裕があるかないか』を所得額だけで決められるのか、非常に高額な、例えば数十億円以上の金融資産を保有していたとしても所得額が低ければ、『余裕が少ない人』として自己負担額が少なくて済むというのを、国家財政や支えあいの観点から見直す検討をしようというのが、全預貯金口座にマイナンバーを紐づける検討の目的だと考えられている。
  - 所得については税務当局で現在でも把握できるが、**金融資産は国などで把握する術がない**。本人の申請のみで金融資産額を把握するのではなく、必要があれば本人の申請した金融資産額が正確かどうか把握できる方法が必要であるとの考え方から、マイナンバーと預貯金口座を紐づける検討。
- プライバシー対策のポイント
  - 金融資産も所得額も平均的な額の国民について、公務員が、預貯金口座の入出金明細を逐一把握できるようにすることが目的ではないと思われる。
  - 他人の預貯金残高や入出金明細を、立場を利用して盗み見ようとする人がいたとしても、不正行為ができないよう法制面、システム面で厳格な対応が前提となることは当然。

※あくまでPIAのイメージを示すためのダミー文で、制度設計によって異なります。

# 預貯金付番のメリット（PIAイメージ）

※あくまでPIAのイメージを示すためのダミー文で、制度設計によって異なります。

- 税・保険料等の自己負担を上げずに、社会経済を維持できるように
  - 日本は少子高齢社会で、勤労人口が減少していきます。勤労所得が減少していくため国の税収が減少していくことが予想される中、社会保障費の増大等、国が支払うべき金額は増えていくことが予想されています。無駄な支出の削減が急務ですが、税収を上げていかなければならなくなるかもしれません。
  - しかし、給与から差し引かれる税金がこれ以上増えれば、家計にダメージを与えますし、消費が落ち込み、ますます税収が減少していく可能性もあります。
  - 勤労所得は少ないものの金融資産が多い方は、
- 脱税等の調査の強化
  - 法律に基づき税務調査を実施する際は、預貯金口座とマイナンバーが紐づいていない現在でも、税務当局は、口座の入出金明細・残高等詳細を確認することができます。
  - 但し、預貯金口座とマイナンバーが紐づくことで、この税務調査をより強化することが期待されます。現状だと、氏名・住所等で対象者を特定していますが、住所変更前の口座調査に漏れが生じる可能性もあります。この点、マイナンバーで税務調査を行えば、住所変更・氏名変更を問わず、口座調査が可能です。

# 預貯金付番で生じ得るリスクとその対策 (PIAイメージ)

※あくまでPIAのイメージを示すためのダミー文で、制度設計によって異なります。

※どのようなリスクがあり得るのかをはっきりと特定しなければ、それに応じたリスク対策を講じることができません。事前にリスクを想定したリスク対策を検討し、そしてそれを国民に説明することができ、政策意義やプライバシー対策についての理解・議論が深まることを企図します。

## 国がみだりに国民の口座詳細情報を閲覧するリスク

上記リスクを防止・軽減するための対策

- 預貯金付番後でも、一公務員の単独の判断で、勝手に国民の口座詳細情報（預金残高・入出金明細・振込明細等）を見ることはできず、行政機関・地方公共団体内の内規に従い、口座の詳細情報を確認することの必要性について、上司を含め、複数名のチェックを必ず経なければなりません。
- また、将来的に金融資産額に応じた税額・保険料額等の自己負担額のスキームが実現された場合でも、国が銀行から得ることができる情報は、「マイナンバー1番の人の金融資産額は〇（例、1億）円以下かどうか」という情報しかわからず、正確な残高情報や、入出金明細・振込明細は取得できないようにする予定です。

## マイナンバーや預金残高等が漏えいするリスク

- 預貯金付番の前から、銀行でも国税庁でも、皆様の情報を管理しています。
  - ・ 預金残高等は、銀行で厳格に管理し、FISC基準等に従ったセキュリティ対策を実施しています。
  - ・ 税務調査資料については国税庁で管理しており、政府基準に従ったセキュリティ対策を実施しています。国税庁のセキュリティ対策について、詳しくはXXXをご参照ください。
- 預貯金付番によって変わるのは、国で、「マイナンバー1番の人の金融資産額は1億円以下か否か」の情報を新たに取得できるようになることです。
  - ・ この情報についても、税務調査資料・確定申告情報等と同様に、政府基準に従ったセキュリティ対策を実施します。
- マイナンバーでインターネット検索したとしても、預金残高等は検索できません。

## マイナンバーがわかればどの口座を保有しているかがわかるようになるリスク

- 国では、あくまで行政機関・地方公共団体内の内規に従い複数名のチェックを経たうえで、銀行に照会しなければ、どのマイナンバーの方がどの口座を保有しているかわかりません。
- 銀行では、、、、



マイナンバーはなぜコロナ対応に  
役に立たなかったのか

# 国民の疑問

(なぜコロナ対応をマイナンバーで迅速にできないのか)



なぜ現金10万円(特別  
定額給付金)を迅速に  
振り込めない？



マイナンバーと  
口座を紐づけよ  
うとする政府の  
真の意図は？

なぜマスクやトイレッ  
トペーパーなどの購入  
制限に役立たない？



マイナンバーカード  
の普及率が  
低いせい？



# 国民の疑問

(なぜコロナ対応をマイナンバーで迅速にできないのか)



なぜ現金10万円  
(特別定額給付金)  
を迅速に振り込  
めない？



マイナンバーカー  
ドの普及率が低い  
せい？

- マイナンバーからは全員の口座がわからないので、マイナンバーから自動的な振込はできない
- マイナンバーカードの普及率が低くても、国民全員に既にマイナンバーが発番されているので、それを使えば問題ない
- 現状より、もっと迅速化することもできたのでは？
  - **方法① 税務署、自治体などが既に振込先等として把握している口座に迅速に振り込む。**
  - **方法② 2020年方式だと、実はマイナンバーを使っておらず、目視確認や手作業が多い。もっとマイナンバーを活用して迅速に。**

# 国民の疑問

(なぜコロナ対応をマイナンバーで迅速にできないのか)



マイナンバーと口座を紐づけようとする政府の真の意図は？



なぜマスクやトイレトペーパーなどの購入制限に役立たない？

- 法案の意図は、迅速な給付だが、これとは別に元々「マイナンバー預貯金付番」という論点あり。
- 金融資産を捕捉した格差是正が目的
  - 「**金融資産100億で所得は100万円**」の人は、低所得者扱いで自己負担が低め。
  - 「**金融資産100万で所得900万円**」の人は、自己負担が多め。
  - 家計の余裕や世帯収入は、金融資産も含めて捉えるべきではという発想
- 特定物品購入にはマイナンバーカードが必要とすれば、台湾みたいなマスク配布が可能
  - ただ、購入店舗に、カードの読み取り機が必要
  - ネットショッピングでも、必ずカードを読み取る必要

# なぜ現金が迅速に振り込めないのか →マイナンバーからは全口座はわからない

- マイナンバーからは全員の口座がわからないので、マイナンバーから自動的に振込をすることはできない
- しかし、もっと迅速化することもできたのでは？
- **方法① 公的機関が把握する口座を継ぎ合わせて迅速な給付作戦**
  - 半数位？の国民の口座はわかる。納税や還付金受取、年金受取や年金保険料支払、国民健康保険料支払、水道料金支払、児童手当受取に口座振替や振り込みを利用している場合等で、国民の半数位？カバーできる？
  - 処理（複数口座の内どれを優先するか、世帯/個人問題、申請済管理、振込済管理等）をちゃんとやれば、口座が判明している人については振り込めば良いだけなので迅速。
  - 口座がわからない人については今の方式で、口座を紙かマイナポータルから申請してもらえば、人の目で確認する件数を半分位？に減らせるため、振込が早くなるのでは？
- **方法② 今の方式のままでもマイナンバーを活用した迅速な給付作戦**
  - 2020年方式でも（口座を全員から申請してもらおう際も）、マイナンバーをもっと活用すると振込が早い？

# なぜ現金が迅速に振り込めないのか

→マイナンバーからは全口座はわからない

## 番号・IDから口座が分かるか（マイナンバー以外の番号・IDとの比較）

- 社員番号だと一般的には全口座情報がすぐにわかる
  - 社員ごとに給与振込口座が判明していて、社員番号から検索・紐づけ可。
- Yahoo!IDだと口座情報やカード情報がすぐにわかる場合がある
  - Yahoo!ウォレットに口座情報やカード情報を登録しておくで、Yahoo!ショッピングやヤフオク他で、金銭受取や支払ができる。民間サービスの場合、支払いが面倒だとユーザが購入してくれないので、簡単に支払えるようになっていることが多い。
  - 複数登録しておいて都度使い分けることも可能。
  - 登録していないユーザについては、口座情報やカード情報はわからない
- 学生番号だと口座情報がわからない場合も
  - 納入通知書（紙）に基づき支払っている場合や学費全額免除者は、口座がわからない
  - 口座振替の場合も、システムによっては学生番号から検索できないかも？（通常はできる?? 消込処理に学生番号を使っているかどうか、学生番号からたどれる番号を使っているかどうか?）

# なぜ現金が迅速に振り込めないのか

→マイナンバーからは全口座はわからない

## マイナンバー活用方法① 公的機関が把握する口座を継ぎ合わせて迅速な給付作戦

- それぞれの公的機関がバラバラに口座情報を持っているので、それらを継ぎ合わせれば、国民の半分位の口座が分かる？ 次ページ参照。
- 残りは、本人から口座を教えてもらう方式（今の特別定額給付金方式）にする？
- その場合も、申請→給付の管理をマイナンバーで行うと効率的
  - マイナンバー付き名簿を作成し、どのマイナンバーの人の口座情報が既にわかっているか、どのマイナンバーの人が申請済か、どのマイナンバーの人に振込済か、名簿で一元管理しないと、二重振込・未振込・誤振込等が起こり得る。
  - 世帯と個人の切り分け：税金は個人単位、児童手当は親子、水道料金は世帯or個人などと、各制度の対象が世帯単位だったり世帯以外のグループ単位だったり個人単位だったりする。その調整は難しいので、とりあえず各制度で把握している銀行口座の名義人個人（or権利義務代表者）の口座としてカウントして、それ以外の世帯構成員については、別個本人から口座を教えてもらう方式にする？
  - 口座の優先順位：税務署でも口座を把握し、年金機構でも口座を把握しているといった場合に、どの口座を優先させるか。国で一律決定しないで、個人の希望を伺っていると、本人から口座を申請してもらう方式とスピードにあまり差がないか遅い。使っている口座じゃないと引き出せない場合も考えられなくはないので、振込や引き落とし日が1年以内の口座等が良い？

# 公的機関が把握する口座

公的機関	本来の目的	利用者数
税務署	税の還付、納税 <ul style="list-style-type: none"> <li>全納税者の口座情報を保有しているわけではない</li> <li>口座振替、ダイレクト納付等利用者のみ</li> </ul>	1000万人位？ <ul style="list-style-type: none"> <li>還付申告者1306万人うちの口座振替者の割合不明（H30）</li> <li>振替納税：所得税420万人、消費税34万（H14）</li> <li>ダイレクト納付：不明</li> </ul>
年金機構	年金支払 <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に口座振込？</li> </ul> 保険料納付 <ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金については口座振替者のみ</li> <li>厚生年金については事業者経由</li> </ul>	2500万人＋事業者経由分？ <ul style="list-style-type: none"> <li>年金受給者4067万人（H30度）</li> <li>保険料口座振替475万人（H23度）</li> </ul>
自治体	児童手当受取 <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に口座振込</li> </ul>	1004万人（役所経由？の公務員含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>受給者 1004万人（H30度）</li> <li>内 公務員受給者 90万人（H30度）</li> </ul>
	水道料金支払 <ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替利用者のみ</li> </ul>	1200万人（1割想定） <ul style="list-style-type: none"> <li>水道自体はほぼ全住民が利用</li> <li>内、口座振替利用者割合不明</li> </ul>
	国民健康保険料支払 <ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替利用者のみ</li> </ul>	300万人（1割想定） <ul style="list-style-type: none"> <li>国保被保険者3100万人（H30度）</li> <li>内 口座振替利用者割合不明</li> </ul>

# なぜ現金が迅速に振り込めないのか

→マイナンバーからは全口座はわからない

## 口座管理表のイメージ

マイナンバー	口座		申請（不要,未済or済）	振込（未済or済）
	口座情報	取得元		
123	A銀行・・・	国税還付金	不要	済
234	B銀行・・・	年金受給	不要	済
456	C銀行・・・	申請	済	済
789			未済	未済

※前ページ 受給者人数等の参考情報リンク

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm> [https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/report2019/pdf/2019\\_05.pdf](https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/report2019/pdf/2019_05.pdf)

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2003/japanese/tab/tab28.htm>

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/20150313-02.html>

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20150515-01.html>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000578278.pdf>

[https://www.mhlw.go.jp/jigyo\\_shiwake/dl/h26\\_gaiyou01a\\_day1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/h26_gaiyou01a_day1.pdf)

<https://bit.ly/3j3wbMX>

<https://www.e-stat.go.jp/stat->

[search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450397&tstat=000001136652&cycle=8&tclass1=000001136656&result\\_page=1](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450397&tstat=000001136652&cycle=8&tclass1=000001136656&result_page=1)

# なぜ現金が迅速に振り込めないのか

→マイナンバーを使っていない

## マイナンバー活用方法② 2020方式でもマイナンバーを活用すれば迅速では

- 郵送の方が処理が早いので、マイナポータル申請を打ち切る自治体も登場した
- 紙の方が処理が早いというのはシステム設計が悪い
  - マイナンバーカードを読み込ませているのに、氏名等を変更できる仕様
    - マイナンバーカード記載氏名が行政手続上正当な氏名のはずなのに。
    - この仕様のため、自治体では、マイナンバーカード記載の氏名等と電子署名の氏名等と住民基本台帳の氏名等の3つが一致することを**目視**で確認。
    - 変に重複して情報を取得しているせいで、重複情報に不一致があった際に困ってしまったのでは
  - 家族の氏名を入力させる仕様
    - その世帯にどの世帯員がいるかは、自治体で正確な情報を持っている
    - なのに世帯主に家族氏名を入力させたことから、漢字変換ミス、家族だが非世帯員を間違えて入力、コピペミス、一人の家族を複数行にわたって入力等の国民側のミスが生じ、自治体側で困ってしまった
    - 世帯員の受給意思確認のため、世帯員氏名を入力させたとのこと。それなら「受給します」チェックボックスか、世帯3人のうち1人辞退とか2人辞退の場合は別処理に回すべきでは？

# なぜ現金が迅速に振り込めないのか

→マイナンバーを使っていない

## マイナンバー活用方法② 2020方式でもマイナンバーを活用すれば迅速では

### - マイナンバーは一切使わずシリアル番号を使う仕様!

- マイナンバーではなくシリアル番号でも仕組みとしては可能だが、
- 利用者証明シリアル番号が取得できない問題があったため、突合キーがなく、  
**結局**氏名・生年月日等で誰か確認するという**アナログ作業**に...
- **家族（世帯員）**については、そもそも**マイナンバーもシリアル番号も取得しない**ので、  
結局氏名・生年月日等で誰か確認するという**アナログ作業**に...
- マイナンバー法の解釈をしなかった、マイナンバー法の改正をしたくなかった（できなかった又は法改正すると遅くなる）ため、マイナンバーを使いたくなかった？



- 国で住基情報と連動する仕組みを作ったり検討せずに、当初は、とりあえず申請フォームだけ国で作って、あとは自治体でやってくださいます的な感じだった？

- 申請フォームでエラーをはじかない

- 銀行名を自由入力させるため、「東京三菱UFJ銀行」「富士銀行」「水穂銀行」などとも入力できる。人間の目なら「水穂銀行」と「みずほ銀行」の類似性に気づいても、機械の自動処理には向かないのでは？

# なぜ現金が迅速に振り込めないのか

## →マイナンバーを使っていない

### マイナンバー活用方法② 2020方式でもマイナンバーを活用すれば迅速では

- 必要なのは、以下だけのはずなのに、多くの情報を国民に自由に入力させたので、受取側の自治体が困ってしまった
  - **①あなたは世帯主本人ですか**
    - マイナンバーカードを読み取らせさえすれば、あとは住基情報の連動で確認できるのでは
  - **②あなた名義の銀行口座**を教えてください、そして**その証拠**として通帳やキャッシュカードのコピーを見せてください
    - 銀行名、支店名は選択式に、口座番号を入力させたら、APIで確認する？
    - 口座名義人（カナ）と住基情報（漢字）の突合も機械的にできると良い
- 例
  - 本人が「私の世帯員は100人です！」「私の世帯員には猫ちゃんがあります！」とか言ったところで、本人の申請情報は無視されるはず。だって正しい情報は自治体側の住民基本台帳情報だから。
  - それを、本人に「あなた、猫ちゃんが世帯員にいるって書いてますけど、自治体側では猫ちゃんは世帯員ではなく、水町雅子さんが世帯員だと把握していますので、そのように申請書を修正してよいですよ？」って確認する必要があるのか。電話して確認するとすれば時間がとてもかかる。郵送して確認するとしてもコスト要。
  - 給付に当たり必要な情報を国民に申請させ、不正受給やミスを防ぐために自治体を確認する。そのために必要な情報・処理を精査しないで、とりあえず見切り発車で申請画面だけ迅速に用意してしまった？

# マイナンバーカードの普及率の低さが原因では全くない



マイナンバーカードの普及率が低いから、  
マイナンバーがコロナ対策に役に立たなかったのでは？

- 違います
- マイナンバーカードの普及率は低くても、マイナンバーの番号自体は全国民100%に既に付番され、自治体で管理されているので、マイナンバーの番号を活用すれば役に立ちます。
- マイナンバーカードを国民が持っていないで、これまで述べてきた以下の2つの方法は100%実現可
  - マイナンバー活用方法① 公的機関が把握する口座を継ぎ合わせて迅速な給付作戦
  - マイナンバー活用方法② 今の方式でもマイナンバーを活用すれば迅速では
- なぜならマイナンバーカードを使うのは、マイナポータルログインだけ。  
それ以外には関係がない。
- ちなみに、マイナンバー法が厳しくてマイナンバーが使えないという政府関係者の声もチラホラ
  - 違います 詳細は次ページ以下参照。

# マイナンバー法のせいにしない

マイナンバーをコロナ対策に使う方法はパッと考えただけでも3通りある

- 方法①特別定額給付金をマイナンバーが使える事務にする  
(マイナンバー法別表第一に追加)
  - 法別表第一に、マイナンバーが使える事務が個別列挙されている。別表第一に規定するためには根拠法(例、国税通則法、健康保険法、雇用保険法)が必要との内閣法制局解釈。
  - 特別定額給付金は法律の根拠がなく載せられない? どうすればいい?
  - 対応案①内閣法制局解釈を変えさせる
  - 対応案②特措法等を改正して法律に基づく給付にすれば、マイナンバー法別表第一に載せられる
  - 対応案③付け焼刃的改正としては、別表第一列挙事務のほかに、別表第一に準じるものとして政令か委員会規則で定める事務をマイナンバーが使える事務(個人番号利用事務)にして、その政令か委員会規則で特別定額給付金その他を規定する。政令なら法律根拠ではなく政令根拠の事務も規定できるし、委員会規則なら省令レベルの根拠の事務も規定できるのでは? さすがに特別定額給付金を省令に規定することもできないとかはありえない。
    - これも法改正自体は必要だが、こんな緊急時でもそんなに法改正ができないのか?? 国会の在り方が問題なのか?? 政府や行政の在り方の問題??
    - 急がない法律を国会審議している時間があるなら、多くの国民を救うべきものを早急に国会審議すべきであって、もしそれがだめなら、特措法に基づく閣議決定かなんかに基づく給付にして、それで別表第一に載せればいいのか?
    - ただ、政令や委員会規則落ちすると、国による違法指定が横行する問題も考えられなくないので、違法監視という点で、個人情報保護委員会のほかに国会の監視力を強めたり、年1の国会報告の際に審議する等の対策が考えられるのでは

# マイナンバー法のせいにしない

で

- 方法②災害時にマイナンバーを利用できるように
  - 現行マイナンバー法9条4項で激甚災害時にマイナンバーが利用できるとする規定があるが、利用できる範囲がごくごく限定的にとどまっています（金融機関がもともと持っているマイナンバーを金銭支払のために利用できるだけ）、コロナでは使えない。
    - 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。
  - 9条4項を以下のように改正しないと、コロナ以外の地震・水害等でも役に立たない可能性
    - 「政令で定める者は、激甚じん災害その他公益上特に必要と認める場合として政令で定めるときは、公益上必要な必要な限度で個人番号を利用することができる。」
    - ただ、政令落ちすると、国による違法指定が横行する問題も考えられなくないので、違法監視という点で、個人情報保護委員会のほかに国会の監視力を強めたり、年1の国会報告の際に審議する等の対策が必要では

# マイナンバー法のせいにしない

## ③法改正までの間は、委員会規則に定める

- 現行マイナンバー法9条5項・19条16号に基づけば、法改正なしでもマイナンバーは使える。
- 一時的な情報連携の場合は、19条16号がそもそも想定されていた。

- (特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき(個人番号利用事務実施者が、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあっては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。)

七 別表第二

十六 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

- (利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十二号から第十六号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- 恒常的な連携に19条16号はよくないが、一時的な法改正までの間は19条16号・9条5項でマイナンバーで口座情報の集約可。

# マイナンバー法を改正

## 課題解決のための番号法改正案

- ①災害やコロナでマイナンバーを利用できるようにする条項として、9条4項（災害時のマイナンバー利用条項）を改正

### 現状の第九条（利用範囲）

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

※**激甚災害時等でも、銀行等が払い戻し等でしか利用できない**

### 改正案

4 **政令で定める者は、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、必要な限度で個人番号を利用することができる。**

※政令落ちすると、政府による違法指定の危険があるならば、国会報告を義務付けたり、国会での事前・事後監視ができるような規定を設けてはどうか。政令落ちにしないと、災害発生・コロナ禍等の都度、法改正要（改正法案作成・調整・国会審議順等の問題あり）。

# マイナンバー法を改正

## 課題解決のための番号法改正案

②マイナンバーの悪用を防止が絶対の前提だが、  
マイナンバーを必要な場面で使えるように、別表第一を改正（同主務省令・別表第二廃止）

### 現状の別表第一・主務省令

※別表第一に個別に事務を限定列挙し、主務省令で同事務の中の手続を限定列挙

### 現状の別表第二・主務省令

※別表第二に個別に情報連携できる照会者・提供者・項目・事務を限定列挙し、主務省令で情報等をさらに細かく限定列挙



### 改正案

- 別表第一では、あくまで事務レベル（国税賦課徴収等）の列挙で、別表第一主務省令は廃止。
  - これでもマイナンバーを使える事務を個別列挙することになるので、利用範囲を十分限定可
  - 別表第一に準じる事務（公益性があってマイナンバーを利用する必要性のある税・社会保障・災害対策事務）は、政令で指定可とする
  - これで、特別定額給付金も指定可になる
- 別表第二も廃止し、別表第一の必要性の範囲内でしか情報連携できないと規定
  - これでもマイナンバーを元々持てる事務が限定されているので、情報連携範囲も限定される。
  - 19条7号を以下の通り改正
    - 七 個人番号利用事務実施者（個人情報保護委員会規則で定める者を除く。）が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、第二十八条に規定する特定個人情報保護評価の実施その他の特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則に定める措置を講じている他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の個人番号利用事務実施者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
  - 19条16号を活用（委員会規則で情報連携可）すれば、災害等時も情報連携可。

# サマリー

## コロナ支援申請時の 国民負担軽減

- オンライン申請をまとめる
- 情報連携活用で添付書類削減

## マイナンバーの現状の課題

- マイナンバーで本当に便利にする
- わかりやすく具体的に説明する
- マイナンバー法改正をして、真に必要な場面  
面でマイナンバーを活用できるように

## マイナンバーと 受取口座の紐づけ

- 口座情報の定期更新と  
明確な説明がポイント

## 預貯金付番

- PIAを活用した  
政策対話の提案

# 参考情報

- マイナンバー制度の改善のために必要なことは何か  
(平成30年法改正に向けて作った資料だが、当時から状況がほぼ変わっていない)  
[https://www.miyauchi-law.com/f/171115mynumber\\_kadai.pdf](https://www.miyauchi-law.com/f/171115mynumber_kadai.pdf)
- PIAの例 (兵庫県姫路市のEBPM取組に対するPIA、総務省事業)  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000620329.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000620329.pdf)
- 弁護士ドットコム「マイナンバーと銀行口座の紐付け、本当に心配すべき？ 水町雅子弁護士に聞く」  
[https://www.bengo4.com/c\\_18/n\\_11432/](https://www.bengo4.com/c_18/n_11432/)
- 水町ブログ「ITをめぐる法律問題について考える」  
<https://cyberlawissues.hatenablog.com/search?q=10%E4%B8%87%E5%86%86%E4%B8%80%E5%BE%8B%E7%B5%A6%E4%BB%98%E3%81%AE%E4%BA%8B%E5%8B%99%E5%87%A6%E7%90%86>